

第8節 都市の美観・生活環境の保全

1. 都市の美観・生活環境の現状

高尾山や浅川などに代表される自然豊かな八王子ですが、駅を中心として多くの人が行き来し、娯楽施設や飲食店、様々な商品やサービスを提供する店舗なども集積するようになり、市民生活の変化と共に、商店経営のスタイルも変化してきています。

そうした状況の中、最近マナーやモラルの欠如から大きな社会問題となっている、歩きたばこや吸殻のポイ捨ての他、無秩序に歩道に放置された自転車問題、さらに違法看板の設置やはみ出し営業などにより街の美観が損なわれてきています。

また、自然が豊かな半面、害虫や雑草に関する相談も多く、さらに都市化に伴う電波障害などの問題も起きています。

一方、市民・事業者が中心となって取り組んでいる駅前や沿道の花づくり事業や町会・自治会などが行っている地域や河川の清掃活動など美化活動が活発化しています。

市においても、誰もが住み良い環境づくりのために、様々な制度づくりや啓発活動などを展開しています。

2. 路上喫煙対策の取り組み

歩きたばこによる子どもの火傷や煙による不快感、たばこの吸い殻のポイ捨てによる街の美観の損失など、迷惑喫煙が社会的問題となっています。また、喫煙による健康被害や未成年者の喫煙などの問題もあげられます。



市長もキャンペーンに参加

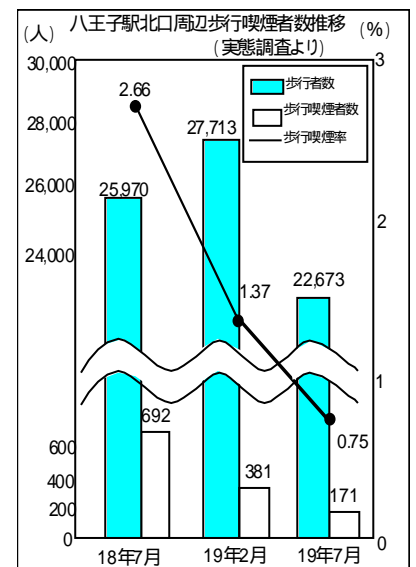
たばこを吸う人と吸わない人が共存できる街にするためには、喫煙マナーの普及と向上が必要です。そのために市では、環境フェスティバルやいちょう祭り、成人式などの会場で「喫煙マナーアップキャンペーン」を計8回実施しました。また、路上喫煙防止に関する条例の周知を図るため、「路上喫煙防止条例周知キャンペーン」を市民・事業者の方々にも参加いただきながら、2回実施しました。

「路上喫煙の防止に関する条例」は、市民の皆さんからの強い要望を受け制定され、19年1月1日より市内全域で路上での歩行喫煙（歩き

たばこ）を禁止し、4月1日に八王子駅北口周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定しました。実態調査の結果、八王子駅北口周辺での歩行喫煙率は条例施行前と施行後では、約72%減少しています。

さらに実態調査の結果等を踏まえ、20年4月1日より八王子駅北口の禁止地区拡大と南大沢駅周辺の禁止地区指定を予定しています。

歩きたばこやポイ捨ての問題は、条例施行だけでなく、マナーの悪い一部の喫煙者に問題意識を持ってもらうことが重要です。今後も喫煙者のマナー向上を図るため、啓発活動を継続していきます。



3. 放置自転車と違法看板等に対する規制

(1) 放置自転車対策



八王子駅北口駐輪帯

放置自転車は、通行の妨げになるばかりでなく、交通事故の誘発、高齢者・障害者の社会参加や災害時の救急・消火活動の妨げにもなります。

市は、駅周辺の放置自転車対策として「自転車等の放置の防止に関する条例」を制定し、自転車駐車を整備するとともに、放置禁止区域内の放置自転車はその日のうちに撤去しており、放置自転車問題解消のため撤去対象時間の拡大や撤去頻度の向上に努めております。

また、通勤・通学利用の長時間駐輪への対策のほか、買い物利用等の短時間駐輪については新たな施策として八王子駅北口駅前に「駐輪帯(歩道上の短時間利用者用駐輪場)」を設置しました。今後も主要駅周辺への設置を検討していきます。

(2) 違法看板とはみ出し営業対策

良好な都市景観を保全するため平成15年7月に「八王子市捨て看板防止条例」を施行し、JR八王子駅周辺を重点区域として指定して厳しく対応したことや900名の捨て看板除去協力員と協働して違反看板の除却に努めたことにより市内の捨て看板は減少しました。一方、違法な置き看板等については、取り締りを強化するため、平成19年3月に「八王子市生活の安全・安心に関する条例」を改正し、市内全域で公共の場に無許可で看板を設置したり、商品を陳列することを禁止しました。同年6月にはJR八王子駅北口周辺を「置き看板等放置行為防止重点区域」に指定し、指導を強化したことで違法な置き看板等は大幅に減少してきています。



置き看板撤去前



置き看板撤去後

4. 美観の保持

市全域を対象に、『美しい八王子をつくる会』による町と川の清掃美化活動を実施し、美化意識の徹底についての呼びかけをしています。5月には町の清掃を、183団体、約13,500人の参加のもと、約600kgの空き缶を拾い集めました。

また、9月には川の清掃を、199団体、約12,400人の参加のもと、約8,370kgのごみを拾い集めました。活動内容も拡充し、参加する団体数や個人の方々も回を重ねるごとに増え続けていますが、市民一人ひとりがごみのない住みよいまちにするよう努めることが大切と考えます。

5. 衛生害虫と空閑地の雑草対策

(1) 害虫対策

市民の皆さんから、ダニ、蚊、ハト、ネズミなど害虫等の駆除相談が多く寄せられており、その数は、年間1,700件を超えています。この中でもハチの駆除相談が最も多く、19年度においては、1,437件の相談が寄せられました。このハチに関する相談は1年を通じてありますが、6月から11月に集中し、特に7月、8月、9月の3ヶ月間で1,000件を超える相談がありました。

市ではハチを含め害虫等の駆除を直接行っていませんが、駆除方法の簡単な説明や駆除業者の紹介、また、ハチの駆除をご自分で行われる方のために、防護服及び殺虫剤の貸し出しを無料で行っています。

自然環境が豊かな八王子では、ハチなどの生き物が多く生息しています。市では、市民の皆さんに、ハチに対しての理解を深めていただくため、市民の方、大学との協働により、ハチ対策冊子「教えて『ハチ博士』」を作成し、事務所及び市民センターなどで配付しています。



(2) 空閑地の雑草対策

「八王子市民の生活環境を守る条例」に基づき、空閑地の雑草対策として、病害虫の発生や防犯上の観点から、適正に管理されていない土地の所有者等に対して、雑草の除去及び清掃管理等の指導を行っています。

市へ寄せられる苦情等のなかでも、改善の見られない空閑地については、地元の町会、自治会などと協力し、雑草対策に取り組んでいます。

6. 電波障害の未然防止

テレビ放送は、受信機の普及により社会における情報伝達的手段としてきわめて重要な役割を果たしています。しかし、都市化の進展による高層建築物等の建築に起因する障害や、電氣的雑音などにより、受信障害が発生する場合があります。

テレビの受信障害は、建築物に起因するものが最大の要因となっています。市では、建築物による受信障害を未然に防止するため、八王子市民の生活環境を守る条例により、原因者による対策を義務付けています。さらに、八王子市集合住宅等建築指導要綱に基づき高さ10m以上の建築物の建築について事前協議を行い、計画時点における調査等について事前確認を行うなど、受信障害対策の指導を行っています。